

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 (電話番号)	消防局予防部予防課 (06-4393-6332)
処分課（担当）名	一般財団法人大阪消防振興協会・ノムラテクノ株式会社大阪支店・ジェイ・アクシス株式会社共同事業体（指定管理者）
処分の名称	大阪市立阿倍野防災センターの入館の制限
概要	大阪市立阿倍野防災センターでは、一定の要件に該当する場合は、入館をお断りし、または退館させることができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市立防災センター条例（昭和56年4月1日条例第43号）第8条 (<a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a>) (大阪市立阿倍野防災センター窓口にて設置)</li> </ul>
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる項目のいずれかに該当する方に対しては、入館をお断り、又は退館させことがあります。</li> <li>(1) 6才未満の者で成年者が同伴しないもの</li> <li>(2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者</li> <li>(3) 建物、附属設備、資料又は展示品を損傷するおそれがある者</li> <li>(4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者</li> <li>(5) 管理上必要な指示に従わない者</li> <li>(6) その他管理上支障があると認める者</li> </ul>
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/index.html">http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/index.html</a> <a href="http://www.abeno-bosai-c.city.osaka.jp/tasukaru/">http://www.abeno-bosai-c.city.osaka.jp/tasukaru/</a>
備考	